

四日市市監査委員告示第1号

四日市市監査基準の一部を改正する監査基準を次のように定める。

令和6年2月9日

四日市市監査委員	加藤	光
同	樋口	孝
同	竹野	兼主
同	中川	雅晶

四日市市監査基準の一部を改正する監査基準

四日市市監査基準（令和2年四日市市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（監査等の種類及びそれぞれの目的）</p> <p>第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)から(8)まで （略）</p> <p>(9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の<u>8</u>第3項又は公企法第34条） 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること。</p> <p>(10)から(14)まで （略）</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（報告の徴取）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 監査委員は、<u>法第243条の2第10項（公企法第33条の2において準用する場合を含む。）</u>の規定により、</p>	<p>（監査等の種類及びそれぞれの目的）</p> <p>第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)から(8)まで （略）</p> <p>(9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の<u>2</u>第3項又は公企法第34条） 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること。</p> <p>(10)から(14)まで （略）</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（報告の徴取）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 監査委員は、<u>法施行令第158条の2第5項</u>の規定により、<u>地方税の収納事務の受託者に対する検査の結果につ</u></p>

指定公金事務取扱者に対する検査の結果について、会計管理者等に対して報告を求めることができる。

いて、会計管理者に対して報告を求めることができる。

附 則

この監査基準は、令和6年4月1日から施行する。

(監査事務局)